

別表1

防災・減災のための森林整備事業の事業内容等

事業区分	施業区分	施業番号	採択基準	事業内容	事業主体	補助金額の計算
公的森林整備	保育間伐	1	要領別紙1の第2の2の(1)の(ク)(「公的森林整備の保育間伐」という。)の採択基準に準ずる。	公的森林整備の保育間伐の事業内容に準ずる。	公的森林整備の保育間伐及び間伐の事業主体に準ずる。	
	間伐	2	要領別紙1の第2の2の(1)の(ケ)(「公的森林整備の間伐」という。)の採択基準に準ずる。	公的森林整備の間伐の事業内容に準ずる。		
森林税単独事業	保育間伐	5	施業番号1及び2の対象とならない間伐とする。	不用木の除去、不良木の淘汰とする。伐採率、補助事業の間隔、玉切及び玉切り・整理については、事業番号1に準ずる。	市町村、森林所有者、森林所有者の団体、森林組合、生産森林組合、特定非営利法人等又は計画策定者等	標準単価による
	間伐	6	伐採木の搬出を伴う間伐とする。	不用木の除去、不良木の淘汰、作業ポイントまでの搬出集積とする。 10m ³ /ha以上の搬出を伴うものとする。 伐採率、補助事業の間隔については、事業番号1に準ずる。		
	作業路開設	7	施業番号6と一体的に実施する作業路とする。	施業番号6で伐採した材の搬出に必要な作業路の開設とする。		
	付帯事業	8	施業番号1、2、3、4、5又は6と一体的に実施する必要がある事業とする。	施業番号1、2、3、4、5又は6を実施するにあたり必要な以下の内容とする。 つる切り、電線等に係る立木処理、その他局長が必要と認める作業		標準単価又は実行経費